

豊臣政権の朝鮮出兵における 兵糧米調達政策とその実態

桜 井 克 己

はじめに

本稿は朝鮮侵略において豊臣政権が兵糧米調達をどのように実現したのかを具体化することを目的とする。

豊臣政権の研究は太閤検地の解明に焦点が据えられて以降、幕藩体制社会の前提と位置づけられて久しい。しかし近年、朝鮮侵略と関わらせて豊臣政権論を深化させる試みが主流となりつつある。本稿もこうした動向を受けて豊臣政権論を深化させるためのささやかな試みである。

そこで冒頭に掲げた課題が豊臣政権論とどのように関わるか一言しておくことが必要だろう。この出兵において豊臣政権は兵糧米調達をどのように実現したか。この問題と密接に関わるのは、第一に、豊臣政権が全国に設置した太閤蔵入地、とりわけ九州に設けた蔵入地の機能である。この蔵米が出兵での兵糧米調達においてどのような役割を果たしたか。この論点の解明は豊臣政権が到達した段階における太閤蔵入地の機能を具体化することにつながる。第二に、兵糧米調達問題に関して大名レベルではなし得ないことを豊臣政権はなし得たか。なし得たとすればそれは何か。これを具体化することである。この二つの論点の解明は幕藩体制社会の前提としての統一政権論ではない、いかなる統一政権であったかという統一政権論への道を切り開く一階梯となるであろう。

そこで以下では、全国に設置された太閤蔵入地が兵糧米調達にどのような役割を果たしたのか明らかにし、ついで兵糧米調達における豊臣政権と大名との分担関係を明らかにする。そして最後に、豊臣政権が兵糧米調達確保のために行った大名レベルではなし得ない機能を明らかにすることにした。

(注)

- (1) 三鬼清一郎氏の一連の研究や北島万次氏の近業「豊臣政権論一日明講和交渉期をめぐって」(深谷克己・加藤栄一編『講座日本近世史 1・幕藩制国家の成立』有斐閣 1981 年) が代表的なものとしてあげられよう。

I 兵糧米調達における太閤蔵入地の機能

豊臣秀吉が「唐入」構想を打ち出したのは島津を服属させた天正13(1585)年。朝鮮侵略の開始は文禄元(1592)年。この間秀吉は九州全体を「唐入」の兵站基地とするため着々と準備を進めてきた。九州知行割において肥後に加藤清正・小西行長を入れたのは島津牽制にとどまるものではない。豊前に黒田孝高・毛利吉成、筑前に小早川隆景を入れたのも「唐入」を射程に入れた一連の処置⁽¹⁾といってよい。事実、九州大名が朝鮮侵略の主要な実働部隊となった。こうした知行割と同時に九州の各地に太閤蔵入地を設置した。九州における蔵入地の設定は朝鮮侵略の間も続けられ、島津領国の薩摩・大隅に設けられたもの⁽²⁾、大友領国であった豊後一国等があげられる。森山恒雄氏の研究によって九州の太閤蔵入地の全貌が明らかになっているので、氏の研究に従って九州の太閤蔵入地の設置年代・廃止時期と総石高を示すと第1表ようになる。

こうして設定された蔵入地から実際に朝鮮侵略のための兵糧米が捻出されたのかどうか、加藤清正の領国・肥後の蔵入地の例をつぎに示す。

史料(1)

其方手前蔵米事、朝鮮為御兵糧可被遣候、然者寺沢志摩守申次第、早速可相渡候、則寺沢請取を取置、可上之候、重而可被成御朱印候也

五月十七日

秀吉 朱印

加藤主計頭とのへ⁽³⁾

肥後に設置された蔵入地の代官を加藤清正が務めており、秀吉が代官たる清正に蔵米を兵糧米として供出するよう命じた朱印状の写である。⁽⁴⁾

しかし、太閤蔵入地からの兵糧米捻出は九州蔵入地とどまるものではなかった。

史料(2)

覚

(A)一大坂よりふこやまでうんちんの事

百石ゝ付て、冬ハ拾五石、夏ハ拾石

第1表 九州地域御蔵入地分布表

国名	慶長3年 目録	諸家文書	設置地域	設置年代	代官名	所領高	廃止時期とその後の変遷(大名領名)	備考
肥前	石 10,000		旧草野氏領	天正16	鍋島加賀守→毛利吉成→ 寺沢志摩守(文禄元?)	2万石	慶長2 寺沢領	鍋島家文書
			名護屋波多氏領	文禄2.5.1	※寺沢志摩守	1万2～3千石(750町)	“ ”	有浦文書
			佐賀領内	天正18(文禄3. 1.5文書)	※鍋島加賀守(領内設置)	14,672石5(大豆共)		鍋島家文書
			長崎	天正16	鍋島加賀守→寺沢志摩守 (文禄元)			崎陽群談
肥後	300		玉名・熊本平野	天正16	※加藤清正(領内設置)	3～4万石	慶長8.8 加藤領(それ以前の可能性あり)	下川文書
			水俣・津奈木地域	天正15	深水宗方→相良氏→寺沢 志摩守	4,024石	慶長3.1.17寺沢領→慶長4.△小西領	後編旧記雑録
薩摩	石 19,728		出水・高城地域 (旧島津忠長領)	文禄2.5.1	寺沢志摩守	19,728石	慶長3.1.17寺沢領→同4.1.9島津領	“
大隅	10,000		加治木	文禄4	△石田三成	1万石	慶長4.1.9○島津領	“
筑前	186,077		怡土郡半分	天正16?	小早川隆景(領内設置)	1万6～7千石?	慶長4 寺沢領	筑前風土記 (大宰府史料)
			筑前6郡 筑後2郡 筑前9郡	慶長3.8.1	→石田三成 →浅野長政	186,077石	慶長4 ○小早川秀秋領に復帰	阿保文書 浅野家文書
筑後			御原・三井郡?	天正16?	△小早川秀包(領内設置)	75,000石	文禄2 小早川秀包加増領	萩藩閥閥録
豊前			かけ(下毛?)	天正16?	※黒田孝高(領内設置)	3～4万石(物成2万石)		黒田文書
			大野郡(以下大 友領)	文禄2.閏9.4	△太田一吉(領内設置)	53,201石8	文禄3 中川秀成 70,440石 残15,000石直轄領? 文禄3 早川領17,000石 (残直轄領?) →慶長2福原直高 (120,000石) 文禄3 毛利高政領 ※代官毛利高政 文禄3 毛利高政 文禄3 竹中源介(1万石) 熊谷直作(15,000石) △垣見一直(2万石) 文禄3 太田一吉領(65,000石)	駒井日記
			直入郡(“)	“	△熊田直作(“)	32,980石93		
			大分郡(“)	“	△早川主馬(“)	57,929石		
			速水郡(“)	“	毛利高政			
			玖珠郡(“)	“	宮木長次			
			日田郡(“)	“	“			
			国東郡(“)	“				
			海都郡(“)	“				
					垣見弥九郎 (この他に代官給分あり)	44,800石		

補記：森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』吉川弘文館より転載。本稿の論旨よりすれば不要な項もあるが、そのまま転載した。

一備前、もりは、さぬき、いよ、あへちより ふこやへうんちんの事

百石ゝ付て、冬ハ拾三石、夏ハ八石

(中 略)

一肥後よりふこやまで

百石ニ付て、拾三石さるへく候、右之旨商人并船方共ニ申聞、御定のうんちんゝて可相届事

(B)一のとよりふこやまでうんちん

百石ニ付て四拾石

(中 略)

一さちまよりふこや

百石ニ付貳十石さるへく候 右の分うんちんを引、代官としてふこやへ可相届候。

(C)一商船諸役并御やとひの儀、一切不可有之候、但ちんふまハ各別事

(D)一博多にて賣米のちうも、銀子拾枚ニ八十石うへ賣買候へ共、公儀へハ銀子拾枚ニ七拾七石替ニ、可被召上候。又ふこやへ相付てハ、諸方よりの賣米、銀子拾枚七十石うへに、いう時とも可被召上之條、諸商人共ニ、右之旨可申聞事。

(E)一かハし米の事、中國ハせきの戸、豊後豊前ハ小くらへ相届、其うハり京大坂にて可取之事

(中 略)

已上

天正廿年十一月朔日○(秀吉朱印)⁽⁵⁾

〔補記：(A)～(E)までの表示は、この史料を説明する便宜を考慮して筆者が付したもの〕

この史料の(A)・(B)部分にある運賃とは米の運送のためのものか、しかもこの米は蔵米であるか。史料の2行目に「百石ゝ付」とあることから米だとはただちに速断できない。なぜなら「御陣へ十人めしつれ候ものの舟につミ候荷物目^(マツ)銀事」と題する文禄元(1592)年正月廿日付秀吉朱印状には具足や甲までが⁽⁶⁾「石」に換算されているからである。そこで(A)・(B)部分の運賃規定が米しかも蔵米輸送のためのものか検討してみよう。

内容は(A)が瀬戸内沿岸及び九州北部地域から名護屋までの運賃を規定したも

の。(B)が日本海沿岸（ただし畿内周辺）各地から名護屋までの運賃を規定したもの。(C)は商船への役賦課の禁止条項等からなり、この部分は前段(A)・(B)とワンセットで考えるべきものであろう。(D)は「賣米」とあることから商人米を、(E)は「かまし米」＝替米をそれぞれ規定したものである。すなわち(C)・(D)がいずれも米に関する規定であること。⁽⁷⁾しかもこの文書の発給時期が文禄元(1592)年11月であり、同月10日付朱印状で秀吉は朝鮮渡海中の各大名に向かって自ら来春渡海し、そして兵糧（史料には「御兵糧」とあるから蔵米から捻出したもの）を送るために各大名所有の舟を日本に戻すよう命じていること。第三に、この文書は宛て人を欠くが、同文書が浅野家文書に収録されており、したがって宛て人は浅野長政であること。長政はこの年11月の数ヶ月後には釜山浦にあって日本から送られてきた太閤蔵入地からの兵糧米の管理と各大名の駐屯する諸城への配分を行っている。⁽⁸⁾第四に、史料中に「代官としてふこやへ可相届候」という文言があること。これら四つを総合して判断するならば(A)・(B)部分は米しかも蔵米のための運賃規定であるといつてよい。⁽⁹⁾つまり問題の史料はすべて米に関する規定だったのである（(C)は(A)・(B)とワンセットで考えるべきことは前述したとおり）。秀吉は来春渡海のために国内における「御兵糧」調達の総括的責任者に浅野長政を任じ、西国方面の太閤蔵入地の蔵米や、九州における商人米を「御兵糧」として確保させうえて、ついでこの「御兵糧」を朝鮮各地の諸城に配分・備蓄⁽¹⁰⁾させるべく朝鮮に渡海させたのである。

かくして西日本各地に設置⁽¹¹⁾された太閤蔵入地から名護屋に蔵米が兵糧米として集中していくことになる。では蔵米が兵糧米として利用されるとき、その利用のされ方はどうだったのか。この問題を次に考えてみよう。

(注)

- (1) 朝鮮出兵の陣立書〔文禄元(1592)年3月13日付豊臣秀吉朱印状『大日本古文書』家わけ第八毛利家文書、3-885号、143頁（以下『大日本古文書』は『毛利家文書』というように記す）では、彼等はすべて九州の諸大名と組み合わせられて編成された。
- (2) 森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』吉川弘文館、1983年。
- (3) 『下川文書』18（『熊本県史料中世編第五』340頁、以下では『熊・五』と記す）
- (4) 森山、前掲書第1章第6節・第5章
- (5) 『浅野家文書』1-261号、460頁
- (6) 『広海文書』（『貝塚市史第三巻、59頁）

- (7) 『加藤文書』14 (『熊・五』, 154頁)
- (8) 『浅野家文書』1-70・72・79号, 91・94・98頁 なお豊臣奉行人の朝鮮出兵における役割については別稿『朝鮮出兵における豊臣奉行人の役割』を予定している。ここで長政の動きも含めて詳細に分析する。
- (9) 九州各地から名護屋までの運賃規定が博多と肥後からのものであることに注目すべし。文禄元年11月時点での九州蔵入地はどこに設置されているか第1表を参照してもらいたい。豊後・日向・薩摩・大隅にはこの時点で蔵入地は置かれていない。豊後以下の各地には蔵入地がないからこれらの地域からの運賃規定は必要ないのである。
- (10) 備蓄用のものであったことは後述する。
- (11) 三鬼清一郎氏は『朝鮮役における兵糧米調達について』(『名古屋大学文学部三十周年記念論集』1979年)で30万石の兵糧米を出兵当初準備していたと指摘している。

II 兵糧米調達における豊臣政権と大名との分担関係

名護屋に集められた蔵米は随時朝鮮の釜山浦に送られ、⁽¹⁾前述したように豊臣奉行人の管理のもと各大名の駐屯する諸城に配分された。しかしIで確認した事実は文禄元年11月以降のものである。出兵初期にもどって兵糧米調達のあり方を考えてみよう。

慶州・永川に踏み入った加藤清正に対する朱印状にて秀吉は「明退城、兵糧数多有之付而、人を残置由、第一肝要儀候条、城、有之兵糧相改、八木・大豆儀ハ不申及、雑穀・塩・噌以下迄可改置候、大方員数書付可申上候、兵糧等儀付て、奉行被差遣候条、可引渡候、各兵糧無之候者、切手遣可取之候」⁽²⁾と伝えた。占領した城の米・大豆等を調べ、その数量を申告させ、不足の場合奉行を派遣して兵糧を送付することになっている。これは前にみた方式と同じであり、文禄元年11月段階の方式は出兵当初より一貫している。もっともその1ヶ月後に「自此方被遣候儀ハ、先御人数渡海之儀、可仰付候間、船差合、兵糧遅候ハんと思召候處、たくさんニ有之由、何カ以可然候」⁽³⁾とあり、清正を初めとする諸大名がおさえた城々に兵糧を送ろうとしたが、秀吉直臣団渡海のため兵糧輸送の船が調達できず遅滞していたところ申告書が届き、送る必要がなかったことを認めうる。咸興道経略中の清正は「爰許蔵共ニ兵糧たくさんニ在之事候間、是又可心易候」と述べている。現地調達が可能だったのだ。かくして秀吉は出兵当初より占領した諸城に備えておく食料として大量の兵糧米を事前に準備していたことがわかる。これが三鬼清一郎氏が紹介した三十万石であろう。

しかしこうした諸城に備えられた兵糧米はどのように活用されるべきものと位置づけられていたか。最初の朱印状⁽⁴⁾にもどろう。「各々兵糧無之候者」に対して「切手遣可取之候」とある。活用の方途のひとつがここに示されている。しかしこれは単純に支給されたものではない。

史料(3)

(前 略)

一各兵糧事、多蓄候程可為手柄候、左候とて、兵糧無之を、所持候様ニ申成、下々迷惑させ候者、相届間敷候、然者、何迄之兵糧有之通、日限を指、人数も各如在にてハ有間敷候之間、当分軍役程無之候ても不苦候条、有次第相改、出一札、兵糧手前々々にて可請取事

(中 略)

(文禄二年) 二月九日○(秀吉朱印)

羽柴安芸宰相とのへ⁽⁵⁾

これはⅠで触れた文禄元年11月の秀吉朱印状⁽⁶⁾にて西日本各地から名護屋へ米の集積を図った数ヶ月後の史料である。冒頭にあるように秀吉は大名に自力調達を命じた⁽⁷⁾。したがって大名は駐屯する城の食料に手をつけてはならないのである。各城に備えられた米は「御城米」⁽⁸⁾と呼ばれ城に備蓄されるべきものであった⁽⁹⁾。

史料(4)

以上

為 御意申候 御両使帰朝候て、其表様子慥被聞召届候、御番普請等無御由断旨 御感共候、就其御兵糧御帳被加御披見候、被越置御米、弥員数無相違御蔵ニ被入置、面々自分之八木被召寄、扶持方可被相積候、但古米ニ不成様ニ入替可被置候、是ハ自然之御用、又ハ手詰之時為可被下候、則被成 御朱印候(中略)

「文禄二年」五月十九日山中山城守

長俊(花押)

浅野弾正少弼

長吉(花押)

羽柴薩摩侍従殿

⁽¹⁰⁾
人々御中

しかも大名は古米になった米を自分が調達した新米と入れ替えて保管しておかなければならなかった。⁽¹¹⁾「御城米」は「自然之御用」として秀吉「御人数渡海」に備えてのためのものなのである。

ここで自力調達できない「手詰之者」が「御城米」を使った場合、これが支給でなかったといったが、この問題を解決しよう。

史料(5)

一今度唐入ニ付而、中国四国九州より東人数者被召連、如書付、四月朔日より九月中御兵糧被下候事。

一中国四国九州軍勢事、面々としてその家中家中知行取にも、又船かた以下ニ至る迄も如軍役著到の面、四月朔日より九月中扶持方をいたし可遣之事
一人数持候族家中者ニ六ヶ月分自分之兵糧有次第可相渡候、若一ヶ月も二ヶ月にて不足分於有之者、書付を以可言上候、兵糧米於播磨・大坂可被成御借事

右段、国衆其外下々迄、入念可申聞候也

天正廿年正月五日○（秀吉朱印）

毛利壹岐守とのへ

加藤主計頭とのへ

黒田甲斐守とのへ

小西⁽¹²⁾摂津守とのへ

〔補記：傍点は筆者のもの〕

傍点部分に注目すべきである。兵糧米の不足者には播磨・大坂にて借すとしている。すなわち借米である。これと同様に「手詰之者」も借米したのである。借米という関係があるから返上米問題が起きてくるのである。⁽¹³⁾

なおこの史料の第1条目によれば畿内以東の大名には「御兵糧」が配当されたと解釈できそうである。⁽¹⁴⁾しかしこれはそう解すべきではない。「中国四国九州より東人数者」を「召連」れたのは秀吉である。秀吉が統率する軍隊に対して「御兵糧」を配当するとしているのである。最初の解釈だと第2条目に「中国四国九州軍勢」とあるのだから、第1条目は「中国四国九州より東」軍勢と表記されるべきである。したがってこの史料は全体として次のように理解すべきと考える。第1、秀吉が統率する軍隊は秀吉より兵糧が配当されること。⁽¹⁵⁾第2、中国・四国・九州の軍隊は自己の家中ないし知行取に対して扶持を支給す

べきこと。第3, 家中の者に対して兵糧を与えられない場合は借米すべきこと。ゆえに蔵米は東国大名に支給されたわけではない。

以上蔵米が「御城米」という機能を果たしたこと。この「御城米」は秀吉「御人数」渡海のために使用されるものであったことをみてきた。⁽¹⁶⁾そこで最後に「各兵粮事, 多蓄候程可為手柄候」と秀吉に命じられた大名が自力調達しようとする姿をいくつか例にとって調べてみよう。

最初に加藤清正の場合を紹介しよう。出兵当初清正のところでは現地収奪が可能であったことはすでにみた。⁽¹⁷⁾しかし明軍の出現と義兵の活動にみられる朝鮮民衆の抵抗に現地調達が困難となるようになった。朝鮮半島南端の沿岸にある西生浦城に拠る清正は国許留主居に向けて兵糧米送付を命じた。例えば「只今舟大小廿艘指戻候, 此内小舟十艘ニハ大豆, 大舟十艘ニハ木積渡へく候」とある。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

毛利輝元の場合はどうであったか。

史料(6)

爰元八木之事, 先以千石早々可差越候, 不可有油断候, いつれも当年中三千石之分可差渡候, 委細兵少可申候也

(慶長二年) 十月十三日 輝元公御判

三上豊後守とのへ⁽²⁰⁾

輝元は年内に三千石の米送付を国許に要求した。これが毛利軍の兵糧米に充当されるものであることはこれに先きだつ4月26日付輝元書状に明らかである。

史料(7)

(前略)

急度申候, 其元八木何ほと買取候哉無心元候, 其方調之八木を高麗兵糧に引当候之条無油断可買取候, いかにも入念候事肝要候, 過分之事候之間, 少にても可為如何候, 方々聞合有勘合尤候, 龍造寺其外可聞立候

猶自佐右・兵少所可申候也

(慶長二年) 卯月廿六日 輝元公御印形

三上豊後守とのへ⁽²¹⁾

〔補記: 傍点は筆者のもの〕

二点の史料ともに三上元安が宛て人となっており, 書状の発給年月日をあわ⁽²²⁾

せ考慮すれば両史料が密接に関連するものであることは明らかである。史料(6)の米三千石は史料(7)の輝元が「調」えることを期待した「八木」に該当する。

(注)

- (1) 文禄2年9月6日付寺沢広高書状〔『旧記雑録後編』巻31（『鹿児島県史料・旧記雑録後編2』1193号, 735頁, 以下では『鹿』2-1193号, 735頁と記す）〕及び文禄2年後9月26日島津義弘書状『鹿』2-1220号, 749頁
- (2) 文禄元年4月28日付豊臣秀吉朱印状、『加藤文書』13（『熊・五』, 153頁）
- (3) 文禄元年5月16日付豊臣秀吉朱印状、『加藤文書』16（『熊・五』, 156頁）
- (4) 前掲注(2)史料
- (5) 『毛利家文書』3-923号, 184頁
- (6) 前掲Ⅰ注(5)史料
- (7) 高木昭作氏は「『公儀』権力の確立」（深谷・加藤編『講座日本近世史1・幕藩制国家の成立』）において、「最終的には中央権力が兵糧の補給に責任をもつ」ていたとしているが、本稿の論旨よりすればこの見解には従えない。
- (8) 文禄2年5月19日付豊臣秀吉朱印状、『加藤清正家蔵文書』9（『熊・五』, 127頁）なおこのことは八道経略時代、倭城駐屯時代を通じて変らなかった。Ⅰ史料(2)であげた秀吉朱印状で名護屋に米の集中を図ったのは、現地調達で食料が確保できた段階とは異なり、備蓄用の米を丸々送らなければならなかったからである。
- (9) 文禄2年5月24日付浅野長吉・山中長俊連署奉書（『鹿』2-1128号, 699頁）
- (10) 『鹿』2-1121号, 694頁
- (11) 前掲注(2)史料中の「兵糧無之者」が史料(4)の「手詰」の者に対応する。
- (12) 『加藤清正家蔵文書』37,（『熊・五』, 193頁）
- (13) 返上米問題については森山前掲書第5章参照
- (14) 三鬼清一郎氏は前掲Ⅰ注(11)論文で、このように解釈しているが、この理解には本文に述べた理由で賛成できない。
- (15) 秀吉により配当を受けるのは、今までに登場した秀吉「御人数」、すなわち秀吉直臣団である。
- (16) なお蔵米の機能として、秀吉直臣団の武器、武具輸送費用に充当されるものであったことを付け加えておく〔朝尾直弘「織豊期の堺代官」（『赤松俊秀教授退官記念国史論集』文功社, 1972年）〕
- (17) 北島万次「秀吉の朝鮮侵略挫折と義兵運動展開の基盤」、『歴史評論』300号, 1975
- (18) 倭城址研究会『倭城址Ⅰ—文禄慶長の役における日本軍築城遺跡』1979年
- (19) （文禄3年）2月21日付加藤清正書状、『片山文書』, 東大史料編纂所影写本
- (20) 『萩藩閥閥録』第3巻, 738頁
- (21) 前掲注(20)史料
- (22) 三上は毛利直轄領「鞆浦」の代官を務めていることが他の史料（文禄4年11月26日付毛利輝元書状, 前掲注(20)史料）からわかる。またその同史料の脇に「備後

国納浦之御代官職被仰付候而、此所占高麗江之兵糧運送仕候由御座候」と注されている。

Ⅲ 豊臣政権の統一政権の権能を利用した兵糧米調達

最後に大名レベルではなしえない豊臣政権の兵糧米調達への働きかけについて触れてみたい。

Iで掲載した史料⁽¹⁾を想起してもらいたい。同史料には、いま問題にする論点解明に大きな手懸りが含まれている。同史料(A)・(B)で西日本各所からの運賃を規定していたが、各大名のレベルでは自己の統治する領域を越えるこのようなことをなし得ないことは言うまでもない。その意味で全国の大名を服属させて日本全土を自己の封地とした秀吉をして始めて実現できることであった。(C)の商船に対する諸役賦課等に対する禁止令も同様に大名では自己の領域外では行使しえない権能といえる。

しかしここで解決しておかなければならないことがある。それは、Iにおいて同史料を秀吉及び直臣団渡海のために兵糧を名護屋に集中させるためのものと位置づけた。では、(A)・(B)の運賃規定や、(C)の対商船諸役賦課等禁止令は大名も享受できるものであったのか。それとも、ひとり豊臣政権が享受できるものであったのかという問題である。言い換えるならば秀吉はこの史料を大名の兵糧米調達を視野に入れて発したかどうかである。次の史料をみてほしい。

史料(8)

已上

九州那古屋江為兵糧米届候舟共、於其津くわんくわん船役有間敷之旨得御綻候間、無異儀可被相通候。若何かと有之、役義於被下置者、以増倍可指置候。為御心得申入候。尚以御用捨頼入候。恐々謹言

(天正二十年) 三月十六日 (前田)

筑前守利家在判

⁽²⁾
石見代官中

この史料中に「為兵糧米届候舟共」とあることに注意すべし。「御兵糧」とあるのではなく「兵糧」とあることから、この米は太閤蔵入地からの蔵米でないことが明らかである。すなわち前田利家が自己の家臣団⁽³⁾のための食料輸送にあたって秀吉の「御綻」を盾にとり関税を徴発されないようにしているのであ

る。このように理解するならば対商船諸役賦課等禁止令は大名も享受しえてい
 るようである。しかしこの「御綻」が個別に大名に対して発せられたものか、
 大名一般に対して発せられたものかは検討の余地が残ろう。ここでは秀吉と利
 家との関係を考えるならばこのような「御綻」を得ることは容易であり、この
 「御綻」は秀吉との個別的関係において発せられたものと位置づける方が妥当
 と考える。⁽⁴⁾

つぎに(A)・(B)の運賃規定はどうか。

史料(9)

覚

一九州へ遣候八木之事、平右衛門手前⁵二千石、久三郎手前⁵千石、合三千
 石与最前申遣候。然者宮津にて與一郎殿⁵八木相渡候間、請取次第、右三
 千石之内相残し宮津之八木と都合三千石、なごやへ可遣候。可成其意之事
 一大豆千石、中郡代官方⁵請取可申事

一右何も納升にて其所々之百姓にはからせ、能々念を入、可請取候

一右之米・大豆請取次第、小濱蔵々に入置、舟につミ可申事

(中 略)

一せんちんの事、千石ニ付て貳百石此方⁵可遣候事

(中 略)

以上

二月九日

彈正長吉⁽⁵⁾ (花押)

くミや

こせき

長政は天正15(1587)年から文禄2(1593)年に甲斐国に移るまで若狭一
 国を領知する大名であった。この史料の発給年代はおそらく文禄元年ないしは
 2年のものと推定される。なぜなら史料中に「なごや」へ米を送ることが記さ
 れているので明らかに朝鮮出兵中のものと位置づけうる。この史料中に「八木」
 とたんに記されているだけであること、また第2条目に「中郡代官」とあるこ
 とからこの米や大豆は長政自身の知行内から捻出したものといえる。このこと
 を確認したうえで船賃に注目してみよう。「千石ニ付て貳百石」とあるから百
 石当り二十石である。これを史料(2)と運賃と比較してみよう。史料(2)には「□
 つきより□こやへ 百石ニ付貳拾五石」となっている。秀吉の規定した運賃の

方が割高である。豊臣政権の「蔵米」輸送と大名の「米」輸送が競合したとき商人は当然「蔵米輸送」を優先させるであろう。すなわち豊臣政権は太閤蔵入地蔵米の名護屋への輸送を優先させるべく史料(2)の運賃を規定したものと評価できる。

なお最後に、史料(2)・(D)の商人米買い上げについて「公儀へハ」という文言にあるように米の「公儀」＝豊臣政権への優先的買い上げをめざすものということができることを付け加えておこう。

(注)

- (1) 前掲 I 注(5)史料
- (2) 『寸錦雜編』（『加能古文書』2071，855頁）
- (3) この家臣団が利家直臣団のみか、それ以外を含むのかについては個別に分析を加えてみななければわからない。
- (4) この問題については今後一層検討を加えたい。
- (5) 『組屋文書』8（『越前若狭古文書選』，669頁）
- (6) 天正15年9月5日付豊臣秀吉領知朱印状（『浅野家文書』1－318号，539頁）及び文禄2年11月20日付豊臣秀吉領知判物（『浅野家文書』1－321号，540頁）

おわりに

本稿は豊臣政権が自己の引き起こした侵略戦争において兵糧米調達をどのように実現しようとしたのかを明らかにすることに努めた。それによれば、蔵入地蔵米の兵糧米への捻出がみられ、しかもこの蔵入地は九州の蔵入地のみならず、瀬戸内海岸諸国に設置された直轄領や畿内周辺にある日本海沿岸諸国の直轄領をも含みこむものであった。しかしかくして捻出された兵糧米は「御城米」として位置づけられ、あくまで秀吉及び直臣団が渡海したときに備えられたもので、大名はこの「御城米」に手を付けてはならなかった。利用した場合、借米と位置づけられ返却しなければならなかった。出兵初期はともかくも戦況が刻々と悪化していったにもかかわらず、この位置付けは固守されており、弾力的対応がとられていない。

また大名レベルではなし得ない兵糧米調達についてみたときも、米の輸送の面、商人米買い上げの面でも「公儀」の「公儀」たる資格を疑わしむるものがある。

かつて森山恒雄氏は蔵米は朝鮮侵略軍事力再生産用に具されるべきものとし

⁽¹⁾た。しかし本稿でみたとおり蔵米の用途はもとよりそのようなものとして位置づけられてはいない。秀吉は自己の政権を「公儀」と称したが、秀吉が「公儀」というときの「公儀」とはどのようなものであったのか。石田三成の家臣安宅秀安は島津氏重臣への書状に「公儀并国家」という文言を用いている。いうまでもなく「公儀」=豊臣政権、「国家」=島津である。「公儀」は「国家」に何を要求し、「公儀」は「国家」に対して何をなすべきものと位置づけられるのか。秀吉の称する「公儀」の内容を綿密につめていく必要があるであろう。⁽³⁾

(注)

- (1) 森山恒雄「九州における豊臣御蔵入米（地）について一肥後の代官加藤清正を中心に―」（『熊本史学』40号，1972年，のち『論集日本歴史6・織豊政権』有精堂，1974年に収録）
- (2) 文禄4年6月17日付安宅秀安書状（『鹿』3—1539号，890頁）
- (3) 本稿で使用している史料は1点を除き，第1次朝鮮出兵のものであり，第2次のときはどうであった検討する必要がある。また，秀吉に弾力的対応がみられないとするが，秀吉は実際に戦況をみているわけではない。すべて伝聞に頼っている。秀吉に派遣された奉行人が朝鮮と日本をつなぐ媒介となっている。したがって朝鮮における奉行人の役割・活動をおさえておく必要がある。後考を期したい。